

## 【商品概要説明書】

株式会社 筑邦銀行

平成 25 年 4 月 1 日現在

項 目	内 容
1 商品名	・通知預金
2 ご利用いただける方	・法人および個人
3 期間	・定めはありません ただし、7日間の据置期間が必要です
4 お預け入れ方法 (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額 (3) お預け入れ単位	・一括預入 ・50,000 円以上 ・1 円単位
5 払戻方法	・解約時に一括して払い戻します ただし、解約する日の2日前までに通知が必要です
6 利息 (1) 適用利率 (2) 利払い方法 (3) 計算方法 (4) 課税方法 (5) 金利情報	・店頭掲示の預金利率を適用します ・解約時に一括して支払います ・付利単位を 10,000 円とした 1 年を 365 日とする日割計算 ・法人のお客さまは総合課税、個人のお客さまは利息の 20.315% ( 国税 15.315%、地方税 5% ) が源泉分離課税されます ・金利については窓口にお問い合わせください
7 手数料	・不要です
8 付加できる特約事項	・少額貯蓄非課税制度の対象となるお客さまはマル優の取扱いができます
9 中途解約時の取扱い	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに払い戻します
10 当行が契約している 指定紛争解決機関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
11 その他参考となる事項	・この預金は、預金保険制度の対象商品です 当行預金 1 人あたり元本 1,000 万円までとその利息が保護されます

